

県内介護保険施設・事業所
管理者 様

長野県健康福祉部介護支援課長

認知症介護基礎研修受講義務付けに伴う受講対象者調査について（依頼）

平素、長野県の福祉行政につきまして、格別なご理解、ご協力をいただき厚く感謝申し上げます。

さて、令和 3 年度の介護報酬改定により、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられました。（詳細については、別紙をご覧ください。）

つきましては、認知症介護基礎研修の受講を義務付けられた方の対象者数及び研修の受講環境を把握したいので、下記によりご回答くださいますようお願いいたします。

記

1 対象施設・事業所

全施設・事業所がご回答ください。

以下の施設・事業所におかれましても、研修の受講環境を把握したいため、ご回答くださいますようお願いいたします。

- ・現時点で認知症介護基礎研修の受講を義務付けられた方が居ない施設・事業所
- ・認知症介護基礎研修の受講義務対象から除かれているサービス事業所
(無資格者がいない訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援)

2 回答方法

下記 URL より、ながの電子申請サービスにてご回答ください。

https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=13032

3 回答期限

令和 3 年 6 月 30 日（水）

担 当	介護支援課介護人材係 (課長) 油井 法典	(担当) 高地 有紀
電 話	026-235-7129 (直通)	
ファクシミリ	026-235-7394	
E-mail	kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp	